

酒田市総合評価落札方式運用ガイドライン改正概要

【改正概要】

- 「建設産業担い手確保・育成企業（技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業）」に、中学生以上の工事現場の見学を含む職場体験を追加【改正①】

これまでは、高校生以上の建設業に関する実習型の就業体験を評価の対象としていたが、国・県で建設業に対し関心を持つよう実施している中学生を対象とした現場見学などの活動を受けて、評価対象として追加。
- 「酒田まつり、酒田港まつりへの参加」の評価対象の要件を緩和【改正②】

商工会議所や青年会議所等の団体で、まつりに参加した場合には評価対象として認める（企業としての参加の場合のみ）。
- 「酒田産材の使用（入札参加資格が建築一式の場合のみ）」の項目を新規に追加【改正③】

「酒田市地域産業支援基本方針」に基づき、地域産業の振興を趣旨として、新たに評価項目を追加。
- 業界団体が実施しているボランティア活動等を評価対象に追加【改正④】

市や県が実施するボランティア活動に応募して実施する活動を評価対象としていたが、建設業関連の業界団体が独自に実施するボランティア活動等も評価対象に追加。
- 山形県のガイドライン改正に伴う改正【改正⑤】
 - ・技術者のCPD（継続教育）の評価対象の追加

これまでは、「建設CPD協議会」及び「建築CPD運営会議」のCPD単位を評価対象としていたが、「測量系CPD協議会」のCPD単位も評価対象に追加
 - ・災害協定に基づく活動に県土木部災害協定以外の県との災害協定を追加

これまでは、県土木部と山形県建設業協会が締結している災害協定のみが評価対象であったものを、それ以外の県と締結している災害協定についても評価対象として追加。
- 酒田市水道局と下水道課の統合に係る改正【改正⑥】

企業の能力の工事成績評定点、工事表彰歴の評価及び地域貢献度の災害協定について、酒田市水道局及び平成29年度以降は上下水道部発注工事についても評価対象に追加。
- その他レイアウトの変更、説明の追加、県のガイドラインとの語句の統一等